令和８年度

市有地売却
一般競争入札説明書
【郵便型入札】

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

YOKOSUKA CITY
SINCE 1907
横須賀が好き！

入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

横須賀市財務部財務管理課
電話０４６（８２２）８３５６

一般競争入札【郵便型】による市有地売却の概要

［令和８年 11 月 25 日公告］

入札参加申込

■ 入札参加申込期間
令和９年１月２０日（水）～令和９年１月２７日（水）［閉庁日を除く］
午前９時～午後５時［正午～午後１時を除く］

■ 受付場所
横須賀市役所１号館５階７番窓口 財務部財務管理課（横須賀市小川町 11 番地）
来庁日時を必ず電話予約［☎046-822-8356（直通）］の上、必要書類を**持参**してください。（持参のみ受付）

※ 参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。

⇩

入札保証金の納付

入札参加申込受付後に横須賀市が発行する納入通知書により、
入札保証金を横須賀市公金取扱機関等で納付してください。

⇩

入　札【郵便型】（入札書提出は郵送のみ）

■ 入札期間
令和９年１月２８日（木）～令和９年２月４日（木）【必着】
上記期間中に、入札書等を郵送（必ず書留又は簡易書留）してください。

※ 入札書等は参加申込受付後に横須賀市が交付したものを用いてください。

■ 提出書類
①入札書【入札書提出用封筒に入れ封かん（のり付け）し、登録印で封印したもの】
②入札保証金提出書（兼返還請求書）【裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付したもの】

■ 送付先
〒238-8799　横須賀郵便局留　横須賀市役所財務部財務管理課行

※ 必ず書留又は簡易書留にて郵送してください。

※ 郵送以外による提出は受付けませんのでご注意ください。

⇩

次頁へ続く

開　札

■ 日時
令和９年２月５日（金）午後２時から
■ 場所
横須賀市役所３号館３階 301 会議室（横須賀市小川町 11 番地）
■ 開札の立会（立会は任意です）
入札者等関係者は、各㈱１名立会可能です。
■ 落札者の決定
有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
※ 同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

契約の締結・売買代金の納付

令和９年３月５日（金）午後４時まで
契約時に全額納付するか、または、契約保証金（売買代金の１割。後日売買代金に充当します。）を納付して、**令和９年３月２６日（金）**までに残金を納付してください。

所有権の移転・引渡し・登記

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。所有権移転及び買戻特約の登記手続きは、横須賀市が行います。登録免許税等の必要な費用は、落札者の負担となります。

目　　次

Ⅰ　入札物件・・・

２ 開札‥‥‥

Ⅰ 入札物件

物件番号	物件の所在・地番 【用途地域】	地 目	実測地積 （㎡）	最低売却価格 （円）	入札保証金額 （円）
８－１ 建物等解体撤去条件付	横須賀市森崎三丁目296番55 【第１種中高層住居専用地域】	宅 地	2,465.73	101,000,000	4,700,000
８－２ 建物等解体撤去条件付	横須賀市ハイランド二丁目816番21 【第１種低層住居専用地域】	宅 地	1,825.25	17,200,000	2,300,000

【注】各物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

【注】予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。

Ⅱ 建物等解体撤去条件関係（物件番号８－１、８－２）

１ 建物等解体撤去条件付売却

(1) 両物件とも、建物等解体撤去条件付売却とします。落札者は、売買物件上に存する建物等（付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含みます。）について、売買契約締結の日から２年以内に、落札者の費用負担により解体撤去(完了まで)しなければなりません。なお、解体撤去条件の対象とし、上記期限までに解体撤去を要するのは、建物本体（付属建物を含む。）とその付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物等一切であり、建物本体以外のフェンス等の外構類、既存工作物、樹木等については、解体撤去条件の対象外とし、落札者の任意とします。落札者における土地利用計画等から判断してください。これらを将来的に解体撤去する場合でも、本市は費用等一切負担しません。

(2) 落札者は、建物にアスベスト含有建材が含まれていることを了知し、建物等の解体撤去にあたっては、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号)、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成 30 年横須賀市条例第40号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び建物等解体撤去を行うものとします。

(3) 売買物件引渡後の建物等の管理及び解体撤去に関する一切の費用（アスベスト除去費用等を含む。）は、落札者の負担とします。

(4) 建物等解体撤去（アスベスト処理を含む。）に伴い、官公署等との協議、届出等が必要な場合は、落札者の責任において、その一切を行うものとします。

(5) 建物等解体撤去（アスベスト処理を含む。）に伴う苦情等への対応や、第三者に損害を与えた場合の対応一切は、すべて落札者において行うものとします。

(6) 落札者は、建物等解体撤去が完了したときは、速やかに書面により本市に報告しなければなりません。

【建物等解体撤去に関する留意事項】

① 各物件上の建物について、本市はアスベスト調査を実施しています（令和７年７月及び令和８年５月に実施)。各建物の調査結果の概略は各物件の物件調書をご確認ください。

② 参考として、建物図面の写し（原本が古いため、不鮮明な部分があります。）について、財務管理課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。なお、この建物図面は建築時の設計図面であり、その後の改修等を反映しているものではないので、あくまで参考としてください。

③ 建物解体撤去は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成 30 年横須賀市条例第 40 号）を遵守して行うものとし、地元説明や地元調整、その他派生する問題等が生じた場合、落札者は、解体工事発注者又は工事施行者としての責任をもって、すべて対応してください。

④ 各物件の最低売却価格は、建物等解体撤去費用相当額（アスベスト除去費用相当額及び外構等解体撤去費用相当額を含む。）を更地価格から控除した額としています。ただし、この控除額は、落札者が実際に建物等解体撤去等に要した費用と必ずしも一致するものではありません。

本市は、建物等解体撤去及び外構解体等、更地化に関連する請求等には一切応じません。

以上のことを十分理解し、承知した上で、入札に参加してください。

２　譲渡等禁止

落札者は、建物等解体撤去が完了するまでの間、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできません。

３　買戻特約

(1) 建物等解体撤去条件に係る義務、建物等解体撤去に係る関係法令等及び譲渡等禁止に違反した場合、本市は、売買物件の買戻しをすることができるものとし、その期間は、売買契約締結の日から５年間とします。また、所有権移転登記と同時に買戻特約登記を行います。その際、落札者には、買戻特約登記に必要となる登記嘱託承諾書(印鑑証明書付)を提出していただきます。

なお、当該期間の満了前であっても、落札者において建物等解体撤去が完了したことを本市が確認した場合は、落札者の請求に基づき譲渡等禁止及び買戻特約は解除し、買戻特約登記は抹消します。

(2) 買戻特約の解除に伴い買戻特約の抹消登記を嘱託する際、落札者は、抹消登記に必要な書類を本市に提出するとともに、抹消登記に必要な登録免許税を負担するものとします。

４　建物等解体撤去条件、譲渡等禁止に違反した場合の違約金

上記１の建物等解体撤去条件、上記２の譲渡等禁止に違反した場合、次の金額を違約金として徴収します。ただし、落札者の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

- 物件番号８－１　　46,800,000 円
- 物件番号８－２　　22,700,000 円

Ⅲ 全物件に付す特約（共通）

１　風俗営業等の禁止

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利設定をしてはなりません。

２　公序良俗に反する使用の禁止

落札者は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２項に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはなりません。

３　実地調査等への協力義務

売買契約締結の日から５年間、本市は、売買物件の利用状況等を確認するため実地を調査し、又は落札者に対して資料の提出若しくは報告を求めることができるものとします。落札者は、正当な理由なくこの実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはなりません。

４　義務の承継

落札者は、売買契約締結の日から５年間、第三者に売買物件を譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、当該第三者に風俗営業等の禁止、公序良俗に反する使用の禁止及び実地調査等への協力義務を書面により承継させなければなりません。

５　違約金

上記１の風俗営業等の禁止、上記２の公序良俗に反する使用の禁止又は上記４の義務の承継に違反した場合、次のとおり違約金を徴収します。ただし、落札者の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

●物件番号８－１　46,800,000円

●物件番号８－２　22,700,000円

また、上記３の実地調査等への協力義務に違反した場合、次のとおり違約金を徴収します。ただし、上記同様に落札者の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

●物件番号８－１　15,600,000 円

●物件番号８－２　 7,550,000 円

Ⅳ　入札参加申込手続きについて

１ 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次に該当する者は参加できません。

① 地方自治法施行令第 167 条の４第１項第１号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第２号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者

② 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者

③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

【注】入札参加資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご承知ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

２ 入札参加申込み

この入札に参加するには、**事前に申込みが必要です**。

受付期間内に受付場所に必要書類を**持参**してください。

【来庁日時について、必ず事前に電話連絡を入れて予約してください。】

申込み手続きを行わないと入札に参加することができません。

郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

■ **申込受付期間**　令和９年１月２０日（水）～ 令和９年１月２７日（水）
（閉庁日を除く）
午前９時 ～ 午後５時（正午 ～ 午後１時を除く）

■ **申込受付場所**　横須賀市役所１号館５階７番窓口 財務部財務管理課
（横須賀市小川町１１番地）
【要予約】電話番号　０４６－８２２－８３５６（直通）

３ 入札参加申込みに必要な書類

⑴ 提出書類

この入札説明書に添付の「市有地売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入・押印（登録印）のうえ、次の書類を各１通添えてお申し込みください。提出書類に不備がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【注】添付書類は、発行日から３か月以内のもの

【注】複数物件に申込みの場合も、添付書類は各１通で可

① 個人による申込みの場合

- ■ 印鑑登録証明書
- ■ 住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは違います。

② 法人による申込みの場合

- ■ 印鑑証明書
- ■ 登記事項証明書（現在事項証明書）
- ■ 役員名簿（本説明書に添付のものを使用してください。）

⑵ 所有権を共有としたい場合

所有権の共有を希望される場合は、必ず共有予定者全員分の申込書（本説明書に添付のものをコピーして使用してください。）及び添付書類を取りまとめて、同時にお申込みください。この場合、申込時に代表者を定め、入札の手続きは、その代表者が行ってください。

【注】同一物件に対し、共有と単有を二重で申し込むことはできません。

【注】複数物件に申し込む場合、物件ごとに共有又は単有で申し込むことは可能ですが、その場合は、共有と単有の申込書は別にして申し込んでください。（添付資料は各１通で可）

⑶ 代理人により入札する場合

代理人により入札（入札書を提出）する場合は、委任状を併せて提出してください。

委任状の様式は、財務管理課へご請求ください。

【注】横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者は、代理人になることができません。

【注】代理人資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご承知ください。（代理人が法人の場合、役員等を含みます。）

４ 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類等を交付します。

交付は、原則として参加申込受付日当日に行いますが、後日郵送により行う場合もあります。

① 入札参加申込受付書（入札参加申込書の写に本市が受付印を押印したもの）
② 入札書
③ 入札保証金提出書（兼返還請求書）
④ 入札保証金納付用の納入通知書
⑤ 入札書提出用封筒
⑥ 入札関係書類送付用封筒

５ 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

(1) 入札保証金額

入札保証金は、物件ごとに定額としています。金額は１ページの入札物件表に記載のとおりです。

(2) 納付方法

入札参加申込受付後に本市が交付する納入通知書により、横須賀市公金取扱機関等で納付してください。

【注】落札者が納付した入札保証金は、全額を売買代金又は契約保証金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属し、返還はしません。

【注】落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金提出書（兼返還請求書）に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金には利息を付しません。なお、返還には開札後４週間程度を要しますので、ご了承ください。

６ 物件の現地確認

入札参加申込時までに必ずご自身で現地をご確認ください。

両物件とも、敷地内及び建物内に鍵をかけているため、立ち入れない状態となっています。

敷地内及び建物内の見学を希望される場合には、財務管理課（**直通電話０４６－８２２－８３５６**）までお問合せください。財務管理課職員が現地立会いのもと見学できるよう、双方都合のよい日時で日程調整させていただきます。

各物件については、測量図等の参考資料をお渡しできますので、これについてもお問合せください。

現地確認する際は、近隣住民の方の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。なお、駐車場はありません。（財務管理課職員が立ち会う場合に限り、車両が入れるよう入口を開けます。）

【注】敷地内で起きた事故等について、本市は一切責任を負いません。

【注】現地確認をされなくても入札には参加できますが、この物件に関するすべての事項を了知されて参加されているものとみなします。

Ⅴ　入札・開札・売買契約等について

１ 入札方法

本入札は郵便型入札であり、入札は**郵送のみ**受け付けます。

⑴ **入札期間**

令和９年１月２８日（木）から令和９年２月４日（木）まで【必着】

【注】入札書等の必要書類を必ず書留又は簡易書留により横須賀郵便局留で郵送してください。【本市への持参不可】

【注】期限までに入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

⑵ **提出書類**

① 入札書（入札書提出用封筒に入れ封かん（のり付け）し、登録印で封印したもの）

② 入札保証金提出書（兼返還請求書）

【注】裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付(のり付け)してください。

【注】①②とも、書式及び封筒は入札参加申込受付後に本市が交付したものを使用してください。

⑶ **送付先**

〒２３８－８７９９　横須賀郵便局留　横須賀市役所財務部財務管理課行

【注】一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

提出書類の作成要領

① **入札書**

入札金額及び必要事項を記入してください。

【注】入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入し、登録印で押印してください。また、共有希望で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、登録印で押印してください。

【注】代理人の方が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に記入のうえ、代理人欄に代理人の印を押印してください。(入札者欄に入札者本人の印を押印する必要はありません。)代理人の印は、入札参加申込時に提出した委任状の「代理人使用印」を使用してください。

【注】金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

【注】ボールペン等（書いた文字が消えないもの）で記入してください。

② 入札保証金提出書（兼返還請求書）

入札保証金提出書（兼返還請求書）に必要事項を記入し、登録印を押印してください。

入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。共有希望で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがあった場合は、返還に日数を要することとなります。

裏面に、入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）をコピーしたものを原本の大きさに切り取り、貼付（のり付け）してください。

③ 入札書提出用封筒及び入札関係書類送付用封筒

入札書提出用封筒には入札書のみを入れて（複数物件の参加の場合は複数枚をまとめて）封かん（のり付け）し、封印してください。**封かんがされていないものは無効です。**

封印には、入札書に押印したものと同じ登録印（代理人の場合は、「代理人使用印」）を使用し、右図のように封筒裏面の封をした２か所に割印してください。**封印の無いものは無効です。**

入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札書提出用封筒及び入札保証金提出書（兼返還請求書）を入れて、**必ず書留又は簡易書留**で確実に上記送付先まで郵送してください。

＜入札書提出用封筒・裏面＞

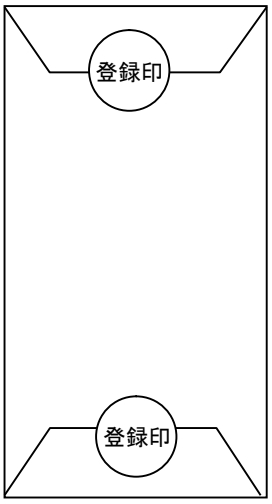

（期限までに入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、ご注意ください。）

２ 開札

⑴ 日時

令和９年２月５日（金）午後２時から

⑵ 場所

横須賀市役所３号館３階３０１会議室（横須賀市小川町１１番地）

⑶ 開札の立会い等

入札者等関係者は、各（社）１名開札に立ち会うことができます。（立会いは任意）なお、**開札会場への入場には、入札参加申込受付書（原本）が必要となりますので、必ずご持参ください。**立会いの受付は、当日の午後１時４５分から行います。

【注】入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

⑷ 落札者の決定方法

① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

② 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札

者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が入札参加申込受付書（原本）を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、開札に立ち会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札結果については、入札者全員分の内容［入札金額、入札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）］を発表します。また、同内容を市ホームページで公表します。

３ 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者を含む。また、代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
② 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
③ 所定の額の入札保証金を納付していない者による入札
④ 本市から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札
⑤ 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
⑥ 入札保証金提出書（兼返還請求書）（裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」のコピーを貼付したもの）を提出していない入札
⑦ 一人で２通以上（代理の場合も含む。）の入札書を提出した入札
⑧ 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
⑨ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
⑩ 最低売却価格を下回る金額による入札
⑪ 封かん、封印がされていない入札書提出用封筒による入札
⑫ 期限までに入札書が指定した送付先に到達しなかった入札
⑬ 入札に関して不正の行為をした者の入札
⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

４ 契約の締結

落札者は、**令和９年３月５日（金）午後４時まで**に別紙様式の土地売買契約書(案)により契約を締結しなければなりません。

【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、本市に帰属します。
【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合、当該一般競争入札の実施に係る公告の日が属する会計年度の翌年度から２年間、本市が実施する市有地売却一般競争入札に参加できないとする措置を講ずる場合があります。
【注】落札者においていかなる理由があっても、この期限の延長等はできません。

５ 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の２通りの方法があります。落札決定後、速やかに支払方法をお申し出ください。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法［契約時全額払］

【注】入札保証金を売買代金に充当しますので、契約日には売買代金との差額をご用意ください。なお、入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

(2) 売買契約締結と同時に売買代金（落札額）の１００分の１０に相当する金額の契約保証金（円未満切上げ）を納付し、売買代金と契約保証金との差額を令和９年３月２６日（金）までに納付する方法［契約保証金払］

【注】入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約日には契約保証金との差額をご用意ください。
【注】納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は、本市に帰属します。
【注】入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
【注】売買代金の分割納付はできません。

６ 所有権の移転等

売買代金が全額納付（完納）されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままのすがた）で物件引渡しがあったものとします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金全額納付後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。

また、所有権移転登記と同時に買戻特約登記を行います。その際、落札者には、買戻特約登記に必要となる登記嘱託承諾書（印鑑証明書付）を提出していただきます。

なお、売買契約書（本市保管のもの１部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

【注】金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。
【注】共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
【注】落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
【注】物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご留意ください。

７ その他注意事項

(1) 売買物件の引渡しは現状有姿で行いますので、必ずご自身で事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

(2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者の責任において行ってください。

(3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者の責任において行ってください。

(4) 売買物件の土地利用に当たっては、次のことに留意してください。

① 土地利用計画、工事（建物等解体撤去工事を含む。）の概要及び施工スケジュール等について、早期に地元町内会に知らせるようにしてください。

② 工事（建物等解体撤去工事を含む。）に係る工事車両に関する経路・時間等について、事前に地元町内会と十分調整を行ったうえで、書面等で早期に地元町内会に知らせるようにしてください。（近隣に小学校等がある物件については、特にご留意ください。）また、近隣の道路への駐車（時間調整の待機を含む。）は控えるようにし、アイドリングの騒音や排気ガス等で周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮してください。

③ ごみ集積所について、地元町内会と事前に十分協議してください。また、資源回収場所についても、同様に協議してください。

(5) この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

(6) **入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。**

(7) 本入札は、予告なく中止又は内容変更をする場合があります。

建物等解体撤去条件付

物件番号８－１

物　件　調　書

所在地（地番）	横須賀市森崎三丁目 296 番 55				最低売却価格
住　居　表　示	横須賀市森崎三丁目８番１号及び２号				101,000,000 円
地　　積	2,465.73 ㎡	地　　目	宅地	形　　状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	南西側で有効幅員約９ｍの歩道付舗装市道 4608 号に、北西側で有効幅員約７ｍの舗装市道 4613 号に、南東側で有効幅員約 6.9ｍの舗装市道 4609 号に接している。（接面市道はいずれも建築基準法第 42 条第１項第１号）本土地の地盤面は舗装市道 4609 号及び舗装市道 4613 号の地盤面よりも最大で約 2.5ｍ高く、歩道付舗装市道 4608 号の地盤面より最大で約 0.4ｍ低い。				
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第１種中高層住居専用地域		
		指定建ぺい率	６０％	指定容積率	２００％
		その他規制	準防火地域、第１種高度地区		
	そ　の　他	宅地造成等工事規制区域、屋外広告物規制地域（第２種禁止地域）			
契約に付す主な条件	建物等解体撤去条件	売買契約締結日から２年以内に建物等（付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物等一切を含む。）を解体撤去すること			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	―	
	道路後退の有無	無	負担の内容	―	

供給処理施設の状況			事　業　所　名	電話番号
	電　　気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター	0120 -995-001
	上 水 道	可	横須賀市上下水道局給排水課 給排水審査係	046 -822-8625
	下 水 道	可		
	都市ガス	可	東京ガス株式会社お客様センター	0570 -00-2211
交　通　機　関	京浜急行線「北久里浜」駅南西方約 1,100ｍ（徒歩約 14 分）			

解体撤去条件を付す建物の概要１

所　　在	横須賀市森崎三丁目 296 番地 55		
家屋番号	未登記		
構　　造	軽量鉄骨組立造平家建	床　面　積	461.22 ㎡
建築年月日	昭和 49 年(1974 年) 3 月 30 日		
付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む			

<table>
<tr><td colspan="5">解体撤去条件を付す建物の概要２</td></tr>
<tr><td>所　　在</td><td colspan="4">横須賀市森崎三丁目 296 番地 55</td></tr>
<tr><td>家屋番号</td><td colspan="4">未登記</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td>軽量鉄骨造２階建</td><td rowspan="2">床　面　積</td><td>１階　255.06 ㎡
２階　128.39 ㎡</td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td>昭和 50 年(1975 年) ３月 25 日</td><td>延床面積　383.45 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="5">建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="4">【本物件全般に関する事項】
●本物件の旧用途は、森崎保育園、森崎青少年の家です。当該施設は、令和８年(2026 年) ３月末に廃止・閉鎖となりました。跡地について、今後本市において使用する見込みがないことから、建物等解体撤去条件付きで売却するものです。

●隣接する市道 4608 号内森崎三丁目 356 番７土地（一般財団法人シティサポートよこすか所有地）については、本物件（296 番 55）の地積測量図に記載がありますが、公図には記載がありません。当該地の地図訂正については、本市に申し出る権限がないため、土地の隣接関係が公図と地積測量図とで整合しないままの引渡しとなります。これに関する調査、調整、手続き等について必要が生じた場合でも、本市は一切対応しません。

●落札者は、本物件上に存する建物等（付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む。）について、売買契約締結の日から２年以内に、落札者の費用負担により解体撤去（完了まで）しなければなりません。（建物等解体撤去条件付売却）
　なお、解体撤去条件の対象とし、上記期限までに解体撤去を要するのは、建物本体（付属建物を含む）とその付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切であり、フェンス等の外構類、既存工作物、樹木等については、解体撤去条件の対象外とし、落札者の任意とします。落札者における土地利用計画等から判断してください。これらを将来的に解体撤去する場合でも、本市は費用等一切負担しません。

●本物件引渡し後の建物等の管理及び建物等解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去費用及び外構解体等の費用一切を含む。）は、落札者の負担とし、本市は一切対応しません。

●水道、下水、ガス等の各種供給処理施設の利用にあたっては、落札者において各供給機関と十分協議してください。また、利用するにあたり必要な工事等についても落札者の負担ですべて行ってください。建物等解体工事の際に水道を使用する場合の手続き・料金等についても同様に、落札者の負担ですべて行ってください。
　本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、これら水道、下水道等のインフラ整備に関する調査や工事、費用負担等、本市は一切対応しません。

●本物件の引渡しは、現状有姿となりますので、建物等解体撤去の対象外となる外構類及び既存工作物の解体撤去、樹木の伐根・伐採等、敷地内残置物等の処分等や補償等についても、本市は一切対応しません。</td></tr>
</table>

参考事項	●敷地内には東京電力パワーグリッド株式会社の電柱が３基（すべて NTT 東日本株式会社との共架柱)、東京電力パワーグリッド株式会社の支線が２条及び NTT 東日本株式会社の支線が１条あり、現在本市で使用を認めています。 　これらの取扱いについては、落札者において各事業者と協議を行ってください。なお、移設等の必要が生じた場合であっても、本市は費用負担等一切応じません。 ●本物件の上空において、上記電柱からの電線が敷地内に架かっていますが、これについて、移設等の必要が生じた場合であっても、本市は費用負担等一切応じません。 ●敷地内の東京電力パワーグリッド株式会社の電柱３基のうち２基に、令和８年 12 月末までに民生局地域支援部市民生活課が街路防犯灯を設置する予定です。防犯灯の撤去が必要となった場合は、該当課へお問合せください。 ●本物件に接する市道等に設置された道路標識（計３基）及び信号機について、道路標識の上部及び信号機の一部並びにそれぞれの基礎が、わずかに本土地内に入り込んでいるものがありますが、これらについて、移設等の必要が生じた場合であっても、関係機関との協議調整や費用負担等、本市は一切対応しません。 ●建物建築工事等の際は、関係法令に基づき、落札者の負担と責任において所定の手続きを行ってください。詳細は、都市部関係各課へお問合せください。 ●地下埋設物調査は行っていません。必要に応じて落札者の負担で行ってください。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、本市は一切対応しません。 ●土壌汚染調査は行っていません。必要に応じて落札者の負担において行ってください。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、建設残土処分等において不測の事態（ガラ等の処分を含む。）が生じた場合も含め、本市は一切対応しません。 ●地盤調査は行っていません。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必要に応じて落札者の負担において行ってください。本市は一切対応しません。 ●本物件の擁壁は隣接地（公園用地）と一体で構築されています。また、擁壁の基礎が地中で接面道路に越境している可能性があります。なお、擁壁に関する資料はありません。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、擁壁に関する調査や工事、費用負担等、本市は一切対応しません。 ●本物件から舗装市道 4613 号及び舗装市道 4609 号へ通じる階段の一部が、当該市道に若干越境しています。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、関係機関との協議等が必要となった場合は、落札者においてすべて行ってください。本市は、費用負担等を含め一切対応しません。 ●本物件内の樹木の根が地中で道路区域内に越境している可能性があります。また、当該根によって、フェンスが市道 4608 号に押し出されて越境し、道路内の地先境界ブロックが押し上げられています。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、関係機関との協議等が必要となった場合は、落札者においてすべて行ってください。本市は、費用負担等を含め一切対応しません。

参考事項	●本物件の舗装（旧森崎青少年の家敷地の入り口付近）が市道 4608 号に越境しています。関係機関との協議等が必要となった場合は、落札者においてすべて行ってください。その他越境物等があった場合も同様です。本市は、費用負担等を含め一切対応しません。 ●本物件については、次のことに留意して土地利用を図ってください。 ①土地利用計画、工事（建物等解体撤去工事を含む。）の概要及び施工スケジュール等について、早期に地元町内会に知らせるようにしてください。 ② 工事（建物等解体撤去工事を含む。）に係る工事車両の経路・時間等について、事前に地元町内会と十分調整を行った上で、書面等で早期に地元町内会に知らせるようにしてください。また、近隣の道路への駐車（時間調整の待機を含む。）は控えるようにし、アイドリングの騒音や排気ガス等で周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮してください。 ③ ごみ集積所について、地元町内会と事前に十分協議してください。また、資源回収場所についても、同様に協議してください。 【建物等解体撤去に関する留意事項等】 ●建物（本体建物、付属建物）は未登記です。（よって解体撤去後の滅失登記は不要） ●建物については、アスベスト調査を実施しています。（令和７年７月に外壁等を抽出して実施） その結果、森崎保育園については抽出した 15 か所のうち玄関入口の軒天（ケイ酸カルシウム板）の１か所から、森崎青少年の家については抽出した 11 か所のうち１階の管理人室、浴室の天井（フレキシブルボード）の１か所から、クリソタイル、アモサイトというアスベストが検出されています。（アスベストの３段階のレベルのうち、最も飛散性の低いレベル３） ただし、調査は、アスベスト含有の可能性の高い建材が使用された場所を抽出調査したものであり、建物全体を網羅したものではありません。 落札者は、大気汚染防止法等で定められた事前調査を行う必要があり、本市が行った調査結果は、あくまで、その際の参考としてください。 アスベスト調査の結果については、財務管理課で閲覧できます。また、必要部分については、写しをお渡しすることができます。 ●建物の基礎杭については、建築図面等から判断して、ないものと捉えています。なお、万が一、基礎杭があった場合でも、撤去費用その他費用負担等には横須賀市は一切応じません。 ●参考として、建物建築図面の写し（原本が森崎保育園：昭和 48 年(1973 年)、森崎青少年の家：昭和 49 年(1974 年)と古いため、不鮮明な部分があります。）について、財務管理課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。 ●建物等解体撤去は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成 30 年横須賀市条例第 40 号）を遵守して行うものとし、地元説明や地元調整、それに派生する問題等が生じた場合、落札者は、解体工事発注者又は工事施工者としての責任において、すべて対応してください。

参考事項	●物件番号８－１の最低売却価格は、建物等解体撤去費用相当額（アスベスト除去費用相当額及び外構解体等費用相当額を含む。）を更地価格から控除した額としています。ただし、この控除額は、落札者が実際に建物等解体撤去等に要した費用と必ずしも一致するものではありません。このことを十分理解し、承知した上で入札に参加してください。本市は、建物等解体撤去等に関する請求等には一切応じません。 ●建物等の解体撤去に伴う騒音、振動等、また、それらに起因する近隣周辺の影響、近隣周辺からの苦情等については、すべて落札者の責任において対応してください。本市は、一切対応しません。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

物件番号 8－1

案　内　図



単位：メートル

物件番号 8－1

土 地 明 細 図

所在：森崎三丁目

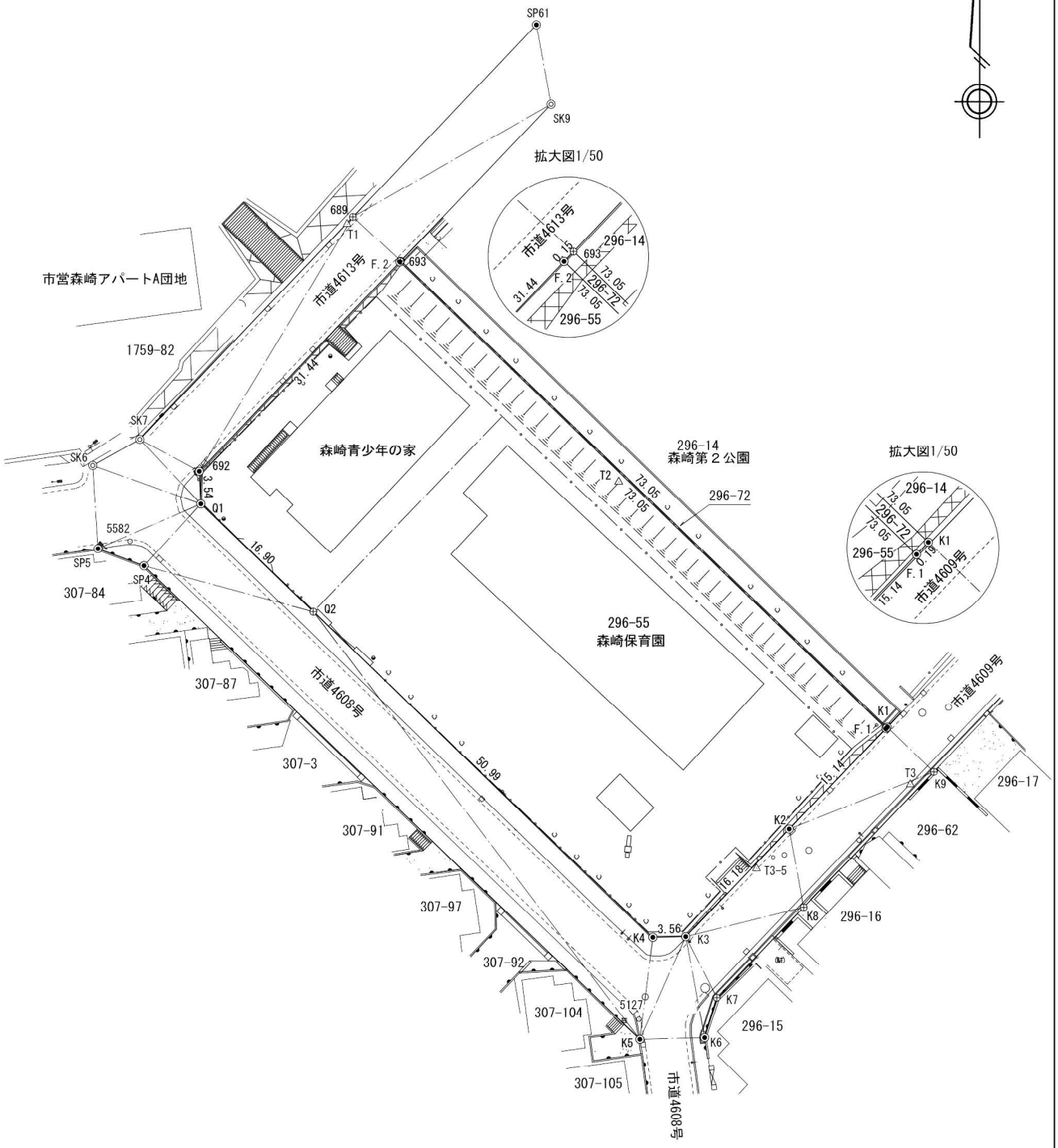

単位：メートル

建物等解体撤去条件付

物件番号８－２

物　件　調　書

所在地（地番）	横須賀市ハイランド二丁目 816 番 21				最低売却価格
住　居　表　示	横須賀市ハイランド二丁目 12 番 17 号				17,200,000 円
地　　積	1825.25 ㎡	地　　目	宅地	形　　状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	北側で有効幅員約 5.7ｍの舗装市道 5709 号（建築基準法第 42 条第１項第１号）に接している。本土地の地盤面は、接面市道より最大で約 5.8ｍ高い。				
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第１種低層住居専用地域		
		指定建ぺい率	４０％	指定容積率	８０％
		その他規制	―		
	そ　の　他	宅地造成等工事規制区域、屋外広告物規制地域（第２種禁止地域）			
契約に付す主な条件	建物等解体撤去条件	売買契約締結日から２年以内に建物等（付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物等一切を含む。）を解体撤去すること			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	―	
	道路後退の有無	無	負担の内容	―	
供給処理施設の状況			事　業　所　名		電話番号
	電　　気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター		0120 -995-001
	上 水 道	可	横須賀市上下水道局給排水課 給排水審査係		046 -822-8625
	下 水 道	可			
	都市ガス	可	東京ガス株式会社お客様センター		0570 -00-2211
交　通　機　関	京浜急行線「ＹＲＰ野比」駅北方約 1,000ｍ（徒歩約 13 分）				

解体撤去条件を付す建物の概要

所　　在	横須賀市ハイランド二丁目 816 番地 21			
家屋番号	未登記			
構　　造	鉄筋コンクリート造２階建	床　面　積	１階	305.90 ㎡
建築年月日	昭和 55 年(1980 年) 9 月 25 日		２階	232.05 ㎡
			延床面積	537.95 ㎡
付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む				

参考事項	【本物件全般に関する事項】 ●本物件の旧用途は、ハイランド保育園です。当該施設は、令和８年(2026 年) ３月末に廃止・閉鎖となりました。跡地について、今後本市において使用する見込みがないことから、建物等解体撤去条件付きで売却するものです。 ●落札者は、本物件上に存する建物等（付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む。）について、売買契約締結の日から２年以内に、落札者の費用負担により解体撤去（完了まで）しなければなりません。（建物等解体撤去条件付売却） なお、解体撤去条件の対象とし、上記期限までに解体撤去を要するのは、建物本体（付属建物含む）とその付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切であり、フェンス等の外構類、既存工作物、樹木等については、解体撤去条件の対象外とし、落札者の任意とします。落札者における土地利用計画等から判断してください。これらを将来的に解体撤去する場合でも、本市は費用等一切負担しません。 ●本物件引渡し後の建物等の管理及び建物等解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去費用及び外構解体等の費用一切を含む。）は、落札者の負担とし、本市は一切対応しません。 ●水道、下水、ガス等の各種供給処理施設の利用にあたっては、落札者において各供給機関と十分協議してください。また、利用するにあたり必要な工事等についても落札者の負担ですべて行ってください。建物等解体工事の際に水道を使用する場合の手続き・料金等についても同様に、落札者の負担ですべて行ってください。 本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、これら水道、下水道等のインフラ整備に関する調査や工事、費用負担等、本市は一切対応しません。 ●本物件の引渡しは、現状有姿となりますので、建物等解体撤去の対象外となる外構類及び既存工作物の解体撤去、樹木の伐根・伐採等、敷地内残置物等の処分等や補償等についても、本市は一切対応しません。 ●敷地内（接面道路沿い）には東京電力パワーグリッド株式会社の支線柱が１基あり、現在本市で使用を認めています。 これらの取扱いについては、落札者において各事業者と協議を行ってください。なお、移設等の必要が生じた場合であっても、本市は費用負担等一切応じません。 ●敷地内（接面道路沿い）にはごみ集積所があります。移設等を行う場合には、地元町内会と事前に十分協議してください。 ●建物建築工事等の際は、関係法令に基づき、落札者の負担と責任において所定の手続きを行ってください。詳細は、都市部関係各課へお問合せください。 ●地下埋設物調査は行っていません。必要に応じて落札者の負担で行ってください。横須賀市は一切対応しません。 ●土壌汚染調査は行っていません。必要に応じて落札者の負担において行ってください。建設残土処分等において不測の事態（ガラ等の処分を含む。）が生じた場合も含め、本市は一切対応しません。

参考事項	●建物新築（昭和 54 年度）の際に地質調査を行っています。当該資料によると、敷地内の７か所でボーリング調査を行い、標準貫入試験を実施した旨の記載があります。当該資料は、財務管理課で閲覧できます。また、必要部分については、写しをお渡しすることができます。 地盤調査は、必要に応じて落札者の負担で行ってください。本市は一切対応しません。 ●本物件の西側及び南側擁壁(下のり)は、本物件と隣り合う複数の土地にまたがって一体で構築されています。また、東側隣接地の擁壁（上のり）も、本物件と複数の土地にまたがって一体で構築されており、その基礎は本物件内に存在していることが見込まれます。なお、擁壁に関する資料は建物建築図面（原本が昭和 55 年(1980 年)と古いため、不鮮明な部分があります。）に記載があるほか、ありません。本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、擁壁に関する調査や工事、費用負担等、本市は一切対応しません。隣接土地所有者等との協議等も、落札者においてすべて行ってください。 ●本物件の南側隣接地のフェンスが本物件内に若干越境していますが、隣接土地所有者等との協議等は、落札者においてすべて行ってください。本市は費用負担等を含め、一切対応しません。 ●隣接地（1039 番 43）との境界付近の門袖壁に設置した立入り防止の鉄柵が 1039 番 43 地内に越境しています。 隣接地（816 番 19 及び 816 番 25）との境界付近に設置した立入り防止の鉄柵が 816 番 19 地内に越境していますが、この鉄柵は、今後、隣接土地所有者との協議がととのった場合は、所有権移転の日までに撤去する可能性があります。 以上のこと及びその他の越境物等があった場合、隣接土地所有者等との協議等は、落札者においてすべて行ってください。本市は費用負担等を含め、一切対応しません。 ●令和８年３月 19 日登記の地積測量図では筆界点 K2 は図上点ですが、その後、境界標の復元を行い、令和８年９月 16 日に境界プレートを埋設しています。現況を示す平面図及び求積図は財務管理課で閲覧できます。また、写しをお渡しすることができます。 ●出入口は見通しが悪く、保育園の運営中は事故防止のために左折入退場をお願いしていました。落札者においてもこのことにご留意いただき、安全対策を講ずるようお願いします。 ●本物件については、次のことに留意して土地利用を図ってください。 ① 土地利用計画、工事（建物等解体撤去工事を含む。）の概要及び施工スケジュール等について、早期に地元町内会に知らせるようにしてください。 ② 工事（建物等解体撤去工事を含む。）に係る工事車両の経路・時間等について、事前に地元町内会と十分調整を行った上で、書面等で早期に地元町内会に知らせるようにしてください。また、近隣の道路への駐車（時間調整の待機を含む。）は控えるようにし、アイドリングの騒音や排気ガス等で周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮してください。 ③ ごみ集積所について、地元町内会と事前に十分協議してください。また、資源回収場所についても、同様に協議してください。

参考事項	【建物等解体撤去に関する留意事項等】 ●建物（本体建物・付属建物）は未登記です。（よって解体撤去後の滅失登記は不要） ●建物については、アスベスト調査を実施しています。（令和７年７月及び令和８年５月に外壁等を抽出して実施） 　その結果、抽出した 19 か所のうち、第３保育室の床（長尺塩ビシート（接着剤共））、同室の壁（壁プリント繊維板）、調乳室の壁（フレキシブルボード）、事務室の天井（化粧不燃ボード）、職員便所の天井（フレキシブルボード）、機械室の煙道接続部（パッキン）の計６か所からクリソタイル（レベル３）が検出され、機械室の配管（断熱材）からアモサイト及びアクチノライト（レベル２）が検出されています。（アスベストレベルは、レベル２は飛散性が高く、レベル３は最も飛散性が低いとされています。） 　ただし、調査は、アスベスト含有の可能性の高い建材が使用された場所を抽出調査したものであり、建物全体を網羅したものではありません。落札者は、大気汚染防止法等で定められた事前調査を行う必要があり、本市が行った調査結果は、あくまで、その際の参考としてください。 アスベスト調査の結果については、財務管理課で閲覧できます。また、必要部分については、写しをお渡しすることができます。 ●建物の基礎杭については、8.2mから 13.5mまでの深さに存していることが建物建築図面から読み取れます。 　ただし、図面等に記載された基礎杭の箇所、数量及び深さ等に現状と差異があった場合でも、撤去費用その他費用負担等に本市は一切応じません。 ●参考として、建物建築図面の写し（原本が昭和 55 年(1980 年)と古いため、不鮮明な部分があります。）について、財務管理課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。なお、この建物図面は建築時の設計図面であり、その後の改修等を反映しているものではないので、あくまで参考としてください。 ●建物等解体撤去は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成 30 年横須賀市条例第 40 号）を遵守して行うものとし、地元説明や地元調整、それに派生する問題等が生じた場合、落札者は、解体工事発注者又は工事施工者としての責任をもって、すべて対応してください。 ●物件番号８－２の最低売却価格は、建物等解体撤去費用相当額（アスベスト除去費用相当額及び外構解体等費用相当額を含む。）を更地価格から控除した額としています。ただし、この控除額は、落札者が実際に建物等解体撤去等に要した費用と必ずしも一致するものではありません。このことを十分理解し、承知した上で入札に参加してください。本市は、建物等解体撤去等に関する請求等には一切応じません。 ●建物等解体撤去（アスベスト処理を含む。）及び外構解体等、更地化に伴う騒音、振動等、また、それらに起因する近隣周辺の影響及び近隣周辺からの苦情等並びに第三者に損害を与えた場合については、すべて落札者の責任において対応してください。本市は、一切対応しません。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

物件番号 8－2

案　内　図

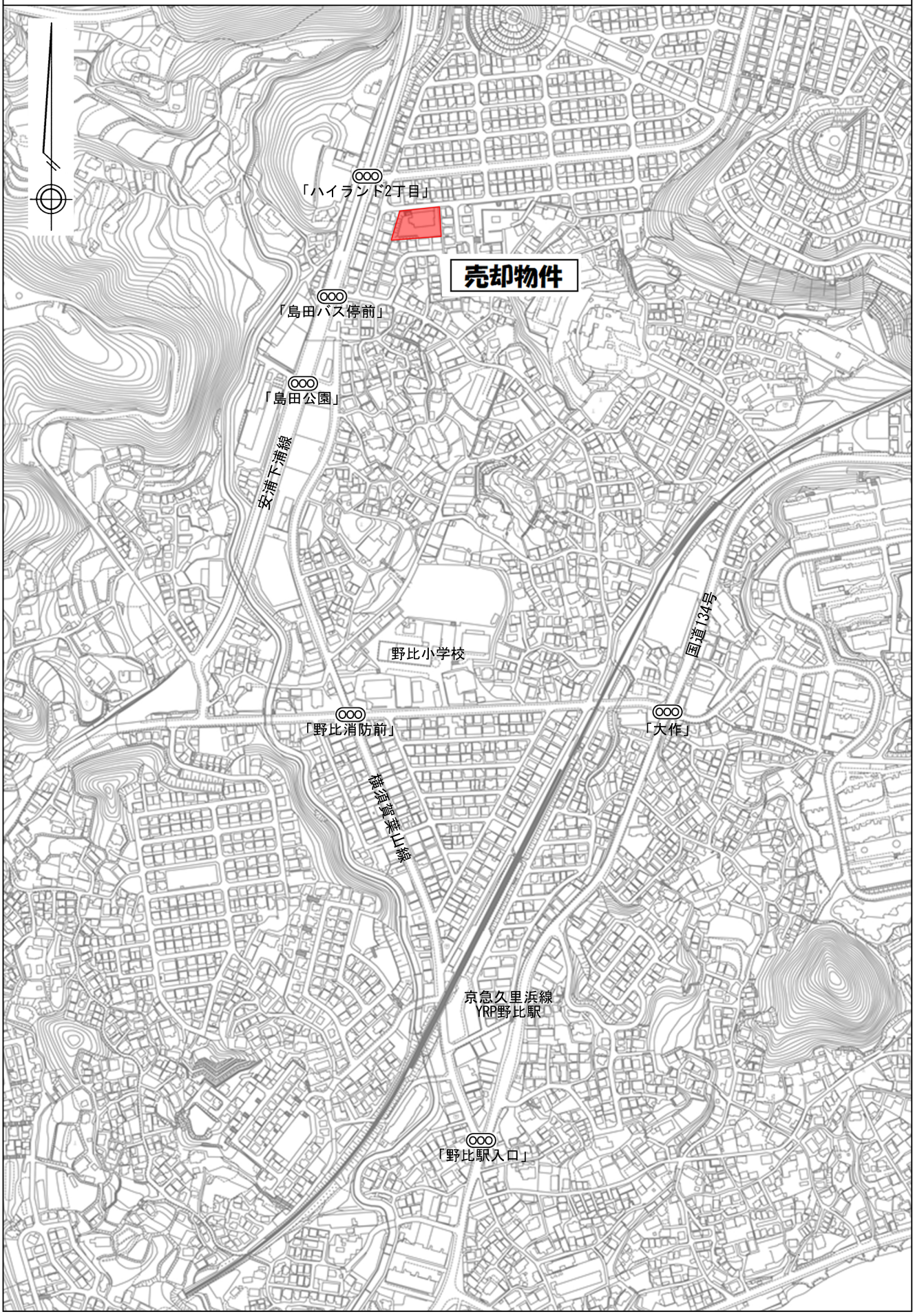
「ハイランド2丁目」
売却物件
「島田バス停前」
「島田公園」
安浦下浦線
野比小学校
国道134号
「野比消防前」
「大作」
横須賀葉山線
京急久里浜線
YRP野比駅
「野比駅入口」

物件番号 8－2

土 地 明 細 図

所在：ハイランド二丁目

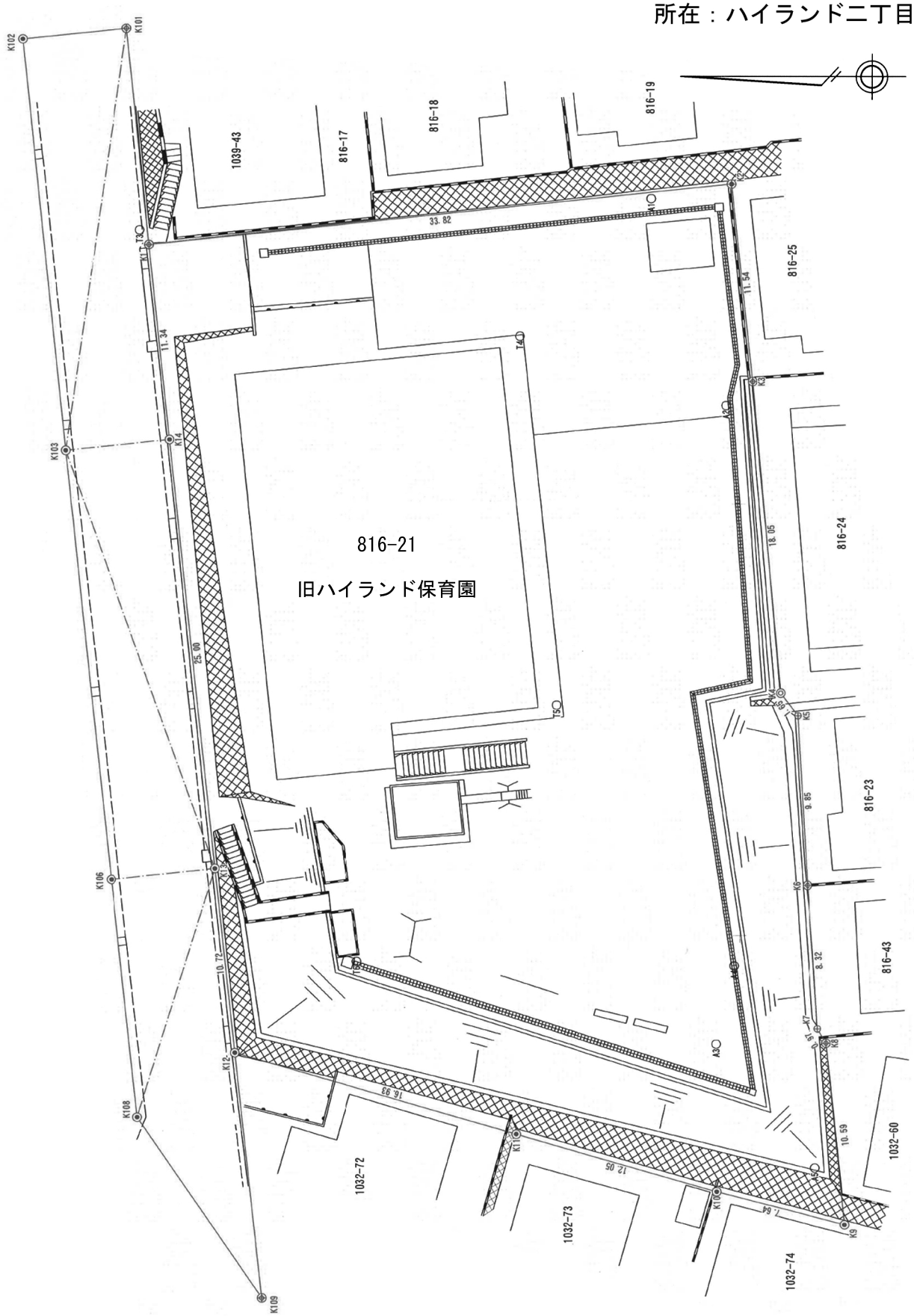

単位：メートル

建物等解体撤去条件付売却

物件番号８－１～８－２

（契約時全額払用）

収入
印紙

土地売買契約書（案）

売払人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人〈落札者〉（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所　　在	地　番	地　目	実測地積（㎡）	公簿地積（㎡）
横須賀市		宅　地		

２　乙は、第９条の規定に基づき、売買物件上に存する建物（以下「本件建物等」といい、付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む。）を解体撤去（完了まで）しなければならない。

（売買代金及び支払方法）

第３条　売買代金は、金〈落札額〉円とし、乙は本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　前項の売買代金のうち、金〈入札保証金納入済額〉円は入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。

（所有権の移転時期）

第４条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第５条　甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第６条　甲は、第４条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（物件調書記載内容の了知）

第７条　乙は、売買物件について、物件調書（「令和８年度市有地売却一般競争入札説明書」に掲載）の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。

（契約不適合責任）

第８条　甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者である場合、第６条に定める引渡しの日から２年間は、甲

は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（建物等解体撤去条件）

第９条　乙は、本契約締結の日から２年以内に、乙の費用負担により本件建物等を解体撤去（完了まで）しなければならない。なお、本件建物等以外の外構類、樹木等については、乙の任意とする。

２　乙は、本件建物にアスベスト含有建材が含まれていることを了知し、本件建物等の解体撤去にあたっては、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成 30 年横須賀市条例第 40 号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び建物等解体撤去を行うものとする。

３　売買物件引渡し後の本件建物等の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去及び調査費用を含む。）は、乙の負担とする。なお、解体撤去を任意とする外構類、樹木等についても、当該一切の費用に含むものとする。

４　本件建物等の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出が必要な場合は、乙の責任において、その一切を行うものとする。

５　本件建物等解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応一切は、全て乙において行うものとする。

６　乙は、本件建物等解体撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第 10 条　乙は、前条に定める本件建物等解体撤去が完了するまでの間、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件に賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

（買戻特約）

第 11 条　甲は、乙が第９条第１項及び第２項並びに前条に定める義務に違反した場合は、売買物件の買戻しをすることができる。

２　前項の買戻しの期間は、本契約締結の日から５年間とする。ただし、当該期間の満了前であっても、第９条の規定に基づく本件建物等の解体撤去が完了したことを甲が確認した場合は、乙の請求に基づき、甲は、譲渡等禁止及び買戻特約を解除するとともに、買戻特約登記の抹消を行うものとする。

３　本件買戻特約の登記については、第５条に定める所有権移転登記と同時に行うものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。

４　甲が買戻特約の解除に伴い買戻特約登記の抹消登記を嘱託する際、乙は、抹消登記に必要な書類を甲に提出するとともに、抹消登記に必要な登録免許税を負担するものとする。

（風俗営業等の禁止）

第 12 条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第 13 条　乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

（実地調査等への協力義務）

第 14 条　甲は、売買契約締結の日から５年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（義務の承継）

第 15 条　乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、第 12 条から前条までに定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。

（違約金）

第 16 条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰さない理由によると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第９条第１項本文、第 10 条、第 12 条、第 13 条、又は第 15 条に定める義務に違反したとき　〈物件番号８－１　金 46,800,000 円〉
〈物件番号８－２　金 22,700,000 円〉

(2) 第 14 条に定める義務に違反したとき　〈物件番号８－１　金 15,600,000 円〉
〈物件番号８－２　金 7,550,000 円〉

２　前項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（買戻権の行使）

第 17 条　甲は第 11 条第１項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息は付さない。

２　甲は、買戻権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、買戻権を行使したときは、乙が売買物件及び本件建物に支出した一切の費用は償還しない。

（契約の解除）

第 18 条　甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者であったとき。

２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

３　乙は、甲が第１項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

（返還金等）

第 19 条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還

する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（売買物件の返還）

第 20 条　乙は、甲が第 17 条の規定により買戻権を行使したとき、又は第 18 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

２　売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

３　乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

４　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 21 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第 22 条　甲は、第 17 条第１項又は第 19 条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

（相隣関係等への配慮）

第 23 条　乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意しなければならない。

（公租公課）

第 24 条　この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

（契約の費用）

第 25 条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第 26 条　本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 27 条　本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者　横須賀市長　上　地　克　明　　印

乙　　〈落札者　住所氏名〉　　印

建物等解体撤去条件付売却

物件番号８－１～８－２

（契約保証金払用）

収入
印紙

土地売買契約書（案）

売払人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人〈落札者〉（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所　　在	地　番	地　目	実測地積(㎡)	公簿地積(㎡)
横須賀市		宅　地		

２　乙は、第 12 条の規定に基づき、売買物件上に存する建物（以下「本件建物等」といい、付属建物、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む。）を解体撤去（完了まで）しなければならない。

（売買代金）

第３条　売買代金は、金〈落札額〉円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は本契約締結と同時に、契約保証金として金〈落札額の 10/100〉円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　前項の契約保証金のうち、金〈入札保証金納入済額〉円は入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。

３　第１項の契約保証金は、第 24 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

４　第１項の契約保証金には利息を付さない。

５　甲は、乙が第５条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

６　乙が第５条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第５条　乙は、売買代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金〈落札額－契約保証金額〉円を、甲の発行する納入通知書により令和９年３月 26 日までに納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第７条　甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）
第８条　甲は、第６条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。
（危険負担）
第９条　本契約締結後引渡しまでの間に、売買物件が甲の責めに帰さない理由により滅失又は毀損した場合で、甲の引渡しが履行不能となった場合、甲又は乙は、本契約を解除することができる。
（物件調書記載内容の了知）
第 10 条　乙は、売買物件について、物件調書（「令和８年度市有地売却一般競争入札説明書」に掲載）の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。
（契約不適合責任）
第 11 条　甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者である場合、第８条に定める引渡しの日から２年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。
（建物等解体撤去条件）
第 12 条　乙は、本契約締結の日から２年以内に、乙の費用負担により本件建物等を解体撤去（完了まで）しなければならない。なお、本件建物等以外の外構類、樹木等については、乙の任意とする。
２　乙は、本件建物にアスベスト含有建材が含まれていることを了知し、本件建物等の解体撤去にあたっては、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成 30 年横須賀市条例第 40 号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び建物等解体撤去を行うものとする。
３　売買物件引渡し後の本件建物等の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去及び調査費用を含む。）は、乙の負担とする。なお、解体撤去を任意とする外構類、樹木等についても、当該一切の費用に含むものとする。
４　本件建物等の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出が必要な場合は、乙の責任において、その一切を行うものとする。
５　本件建物等解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応一切は、全て乙において行うものとする。
６　乙は、本件建物等解体撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。
（譲渡等の禁止）
第 13 条　乙は、前条に定める本件建物等解体撤去が完了するまでの間、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件に賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。
（買戻特約）
第 14 条　甲は、乙が第 12 条第１項及び第２項並びに前条に定める義務に違反した場合は、売買物件の買戻しをすることができる。

２　前項の買戻しの期間は、本契約締結の日から５年間とする。ただし、当該期間の満了前であっても、第 12 条の規定に基づく本件建物等の解体撤去が完了したことを甲が確認した場合は、乙の請求に基づき、甲は、譲渡等禁止及び買戻特約を解除するとともに買戻特約登記の抹消を行うものとする。

３　本件買戻特約の登記については、第７条に定める所有権移転登記と同時に行うものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。

４　甲が買戻特約の解除に伴い買戻特約登記の抹消登記を嘱託する際、乙は、抹消登記に必要な書類を甲に提出するとともに、抹消登記に必要な登録免許税を負担するものとする。

（風俗営業等の禁止）

第 15 条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第 16 条　乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

（実地調査等への協力義務）

第 17 条　甲は、売買契約締結の日から５年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（義務の承継）

第 18 条　乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、第 15 条から前条までに定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。

（違約金）

第 19 条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰さない理由によると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 12 条第１項本文、第 13 条、第 15 条、第 16 条、又は第 18 条に定める義務に違反したとき　〈物件番号８－１　金 46,800,000 円〉
〈物件番号８－２　金 22,700,000 円〉

(2) 第 17 条に定める義務に違反したとき　〈物件番号８－１　金 15,600,000 円〉
〈物件番号８－２　金 7,550,000 円〉

２　前項の違約金は、第 24 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（買戻権の行使）

第 20 条　甲は第 14 条第１項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息は付さない。

２　甲は、買戻権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
３　甲は、買戻権を行使したときは、乙が売買物件及び本件建物に支出した一切の費用は償還しない。

（契約の解除）

第 21 条　甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。
(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者であったとき。
２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
３　乙は、甲が第１項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

（返還金等）

第 22 条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
２　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
３　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（売買物件の返還）

第 23 条　乙は、甲が第 20 条の規定により買戻権を行使したとき、又は第 21 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。
２　売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。
３　乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
４　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 24 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第 25 条　甲は、第 20 条第１項又は第 22 条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

（相隣関係等への配慮）

第 26 条　乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意しなければならない。

（公租公課）
第 27 条　この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。
（契約の費用）
第 28 条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。
（疑義等の決定）
第 29 条　本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
（管轄裁判所）
第 30 条　本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者　横須賀市長　上　地　克　明　　印

乙　　〈落札者　住所氏名〉　　印

整理番号(市使用欄)

市有地売却一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和９年１月　　日

横 須 賀 市 長（あて）

令和９年２月５日開札の市有地売却一般競争入札に参加したく、入札説明書の内容を了承のうえ申し込みます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓　約　書

私は、地方自治法施行令第 167 条の４第１項第１号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第２号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）並びに横須賀市暴力団排除条例第２条第２号から第５号までのいずれか並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員に該当する者ではありません。

入札申込者	住　　所 （所 在 地）	（〒　　－　　）
	電 話 番 号	―　　―
	フ リ ガ ナ	
	氏　　名 （名 称 等）	登録印

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印（実印）をご使用ください。

※ 代理人が入札する場合は、委任状も添付してください。

【 参加希望物件 】

参加を希望する物件番号を〇で囲ってください。）［複数物件可］

物件番号	物件番号
８－１	８－２

【共有者： 有 ・ 無 】（どちらかを〇で囲ってください。）

※ 共有名義で申し込まれる場合、次の欄も記入してください。

※ 共有予定者全員分の申込書と添付書類が必要です。

代表して入札手続きを行う者の氏名又は名称等
この申込書で申し込む者の共有持分
／

受　付　印

【アンケートにご協力ください】

何でこの入札を知りましたか？（あてはまるものに丸をしてください。）

【 1 市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ / 2 市広報紙 / 3 ｱｯﾄﾎｰﾑ官公庁物件情報 / 4 その他（　　） 】

【 法人による入札の場合に提出 】

令和８年度
市有地売却一般競争入札用

役　員　名　簿

令和９年１月　　日

横 須 賀 市 長（あて）

所 在 地	
名 称 等 及び 代表者名	登録印

※ 法人の登録印を押印してください。

役職名	フ リ ガ ナ 氏　　名	生　年　月　日	性別	住　　所
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※ 記載欄が足りない場合は、本書をコピーして使用してください。

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話　046（822）8356（直通）
　　046（822）4000 内線 1745